

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

セリオコーポレーション有限公司

② 施設・事業所情報

名称：長田ちびっこ保育園	種別：保育所	
代表者氏名：山本敏文	定員（利用人数）： 40名	
所在地：静岡県静岡市駿河区みずほ5丁目13-25		
TEL：054-258-6195	ホームページ： https://www.osadachibikko.com/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成17年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社G・M・Sジームス		
職員数	常勤職員： 13名 非常勤職員 9名	
専門職員	保育士 15名 調理員 1名	
	栄養士 1名 嘱託医 2名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	1ルーム・パーテーション区分	

③ 理念・基本方針

・理念

- 1) アットホームな雰囲気の中で、信頼される保育を実践します。
- 2) 一人ひとりの思いを大切にし、愛情を持って接します。
- 3) 基本的な生活習慣が身に付くよう努めます。

・基本方針

- 1) 家庭や地域社会と連携を図り、保護者と子育ての悩みや喜びを伝え合い、みんなで育ちあう保育を目指します。
- 2) 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動出来るようにすることで、健全な心身の発達を図ります。
- 3) 全ての保育士が一人ひとりの子どもを良く知り、関われるように話し合いをして、接していきます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 毎月、園外保育がある。（12月～2月を除く）
- 2) 行事に合わせた制作を行い、家庭でも楽しんでもらえるよう工夫している。
- 3) ワンフロアを区切っていることで、普段の生活の中でも、異年齢の子どもと交流を

図れる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年6月18日（契約日）～ 平成30年10月29日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長と副園長の役割分担

園の円滑かつ合理的な運営を目的として、園長と副園長が業務を分担し、責任の所在を明確にして事業運営を行っている。園長と副園長それぞれが、これまでの経験から自らが得意とする分野を受け持っている。園長（法人代表）は一般企業での管理業務の経験を活かして園における管理・運営面を管掌し、副園長は保育全般を任されている。二人からは専門的な知識や経験に基づいた方針や施策が打ち出され、ぶれの無い方向性が示されることによって、職員にとっても迷いのない保育実践につながっている。

◆“働きやすい職場”の実現

園の最重要課題を“職員の安定雇用”と認識し、“働きやすい職場”づくりに取り組んでいる。家庭を持った女性職員が多く、ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な勤務体系をとっている。5分刻みの有給休暇の習得も可能とであり、園長を補佐する副園長を除けば、「申請書届」や「有給休暇台帳」からは職員の有給休暇の消化が進んでいることが確認できる。今後の職員採用に関しても、（現行通りの園運営であれば）2年に1名程度の新卒採用で十分との計画を立てている。職員の定着もよく、“働きやすい職場”は実現できている。

◆“選ばれる保育園”に

“0歳児から入園させたい保育園であり続けたい”との熱い思いをもって保育実践に努めており、特に0歳児の入園に注力した事業所運営である。定期的に保護者に対して満足度アンケートを実施し、保護者の思いや意向を園運営に反映させている。子どもたちの様子を毎日カメラに収めてプリントを掲示板に展示したり、登降園の際に通る門扉を屋根つきに改築したりした。これらは集まった保護者意見に応えたものであり、卒園式をお別れ食事会のスタイルに変えたのも保護者意見の具現である。それゆえ、保護者からの信頼も厚く、「アットホーム」、「安全・安心」、「柔軟・丁寧な保育」等の賛辞に混じって、「2歳までと言うのが残念」や「3歳児になってもこのまま継続したい」等、3歳以上児の保育事業を望む声も多い。現時点ではその目途（0～5歳児保育事業への進出）は立っていないが、“選ばれる保育園”としての目的は達していると言えよう。

◇改善を求められる点

◆人材育成の仕組み作り

キャリアパスが未構築であり、職員が自らの将来の姿を思い描くことはできない。人事考課は、職員の自己査定に続き副園長と園長とによる２段階の上司査定によって実施されており、結果は賞与等の処遇面に反映されている。しかし、人事考課後に園長（又は副園長）と職員とのフィードバック面接は実施されておらず、人事考課を人材育成につなげる仕組みは構築されていない。人事考課の結果から職員個々の教育ニーズを抽出し、“目標管理”の仕組みを構築して人材育成の柱とされたい。

◆規程、マニュアル類の再整備を

規程、マニュアル類の整備が進んでいるが、再度、見直し・総点検を望みたい。包括的な保育マニュアルは、市の作成したものを準用して賄っているが、内容を再点検して園独自のマニュアルとして整備することを勧めたい。保育の現場で必要となるマニュアル類は揃っているが、園の管理・運営面での手順が未構築の部分も多い。管理・運営面で文書化が必要と思われるものを抽出し、マニュアルを作成することによって手順の確定を図られたい。また、同じ目的のために作成された規程やマニュアル、手順書が、その内容や帳票名等で不一致の部分が見られる。この部分については、文言や名称等の統一が求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今まで、在園児の保護者の皆様にご協力を頂き、園内の施設評価は実施していましたが、第三者評価を実施したことはありませんでした。

第三者の目線で、調査、評価をしていただいたことで、自分たちで気づくことができなかった課題や問題点を把握することができました。職員一人ひとり、またチームに分かれての課題抽出の作業は、全職員が園の現状を振り返る貴重な機会となりました。

現在、認可保育園になってから丸３年を経過し、４年目を迎えたタイミングでもあります。今回の調査結果を真摯に受け止め、より質の高い保育を行っていくため、職員全員で努力していきたいと考えております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 様々な機会をとらえ、園長（法人代表）が丁寧に理念や基本方針を伝えており、職員、保護者の理解が進んでいる。今回の保護者アンケートに於いても、周知・理解は高い指数を示した。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 株式会社の経営になる保育園であることから、市の主催する園長会には参加の機会が無い。しかし、非定期に実施される市の説明会や県の保育士会の研修会等に参加し、園運営に必要な知識や情報を収集している。現時点では0～2歳児が対象の保育園ではあるが、3歳以上児をも対象とする保育事業への展開や法人の“社会福祉法人”化を見据えた将来構想を持っている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 最重要課題を「職員の定着」と考え、職員の働きやすい職場作りのために様々な施策を展開している。その甲斐あって、安定的な職員雇用が実現している。10年先を見据えた長期展望の大きなプロジェクトも動き出しており、そのための資金計画も作成されている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>10年先を見据えた超長期的な計画（構想）とは別に、具体的な5ヶ年の中・長期計画を策定しており、それに伴う収支計画を編み、詳細な収益分析を行っている。しかし、文書化された「5カ年計画」は、その内容が“情報発信”（広報活動）に特化されたものであり、幅広く保育事業全体には触れていない。単年度の事業計画策定に枠組みを示すためにも、中・長期計画にはより多くの項目を取り上げられたい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画としての「5カ年計画」が“情報発信”（広報活動）に偏っていることから、中・長期計画と単年度の事業計画（「平成30年度 長田ちびっこ保育園事業計画書」）との直接的なつながりが見られない。精力的に取り組むべき重点項目を設定し、その年度に園や職員の進むべき方向性を示されたい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員会議等を有効に活用し、策定時には職員の意見を反映した事業計画となっている。しかし、期中の見直しや年度末の最終評価の仕組みが未構築であり、1年間の活動を事業報告（評価）にまとめ、次年度の事業計画へつなげて行くための手順もなかった。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「5カ年計画」でも明らかなように、園の生命線を“認知拡大をテーマに広報活動を推進”することと考え、保護者への情報提供には相応の配慮をもって取り組んでいる。「入園のしおり」や「ちびっこだより」で事業内容を伝え、「ぽかぽか」では医療的な情報提供を行っている。「ぽかぽか」の提供する時季に合った医療的な情報は、0～2歳児をもつ保護者にとって頼りがいのある応援団となっている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>毎年満足度調査（アンケート）を実施し、集まった意見を分析して改善に役立てている。子どもたちの様子を毎日カメラに収めてプリントを掲示板に展示したり、登降園の際に通る門扉を屋根つきに改築したりした。これらは集まった意見に応えたものであり、卒園式をお別れ食事会のスタイルに変えたのも保護者意見の具現である。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>改善すべき課題に関しては、「ほぼ改善し尽くした。」との園長の言であるが、組織的に改善計画を作成して取り組む仕組みはない。これまでの幾多の改善は、園において絶対的な権限を持つ法人代表である園長の意思によって実現した。事実、保護者アンケートには園の改善の数々を高く評価するコメントが多く寄せられた。しかし、今後の保育事業の展開を考えると、大きな改善策を講じるときには、“責任者（誰が）”、“期限（いつまでに）”、“実施方法（何をやる）”を明確に定めた綿密な改善計画を作成して取り組むことを望みたい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園務を園長と副園長が分担しており、園長は“管理・運営”面を、副園長が“保育実務”を受け持っている。それは「職務分担表」においても明確にされており、保護者に対しては毎年「職員紹介」と題した役割分担を示す文書を配布して周知を図っている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園運営に影響を及ぼす関連法の改廃や制度の改正に関しては、市の説明会や県の保育士会の研修等に参加することによって対応している。園長が得た情報や知識は、必要に応じて職員会議等で職員にも伝達されているが、職員のコンプライアンスの意識を高めたり、個々の関係法令に関して正しい知識を醸成したりする等の研修は実施されていない。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

園長と副園長が園運営の守備範囲を明確に分割し、それぞれが責任をもって子どもと保護者の満足度を高める取り組みの先頭に立っている。これまでの多くの改善が、園長の強い牽引力によって成し遂げられた。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>10年間の無認可保育所時代と認可保育所としての3年間の収支を分析し、今後の収益予想を立てている。その収益の多くを職員の賃金アップに充てることを公言しており、最重要課題と位置付けている“職員の安定的な雇用”につなげようとしている。5分単位の有給休暇の取得が可能であり、職員の有給休暇取得率も向上している。これらの施策によって、職員の保育に対するモチベーションの維持を図っており、結果的に業務の実効性を高めることとなっている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>将来的に必要となる人材の確保に関して、中・長期計画（「5カ年計画」）の中には具体的な方向性が謳われていない。園長は、理想的な職員構成（年齢、経験年数等）のプランを持っており、現職員の予定外の離職がない限り、今後は2年に1名程度の新卒職員の補充によって円滑な保育事業の運営が可能と考えている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>キャリアパスが未構築であり、職員が自らの将来の姿を思い描くことはできない。人事考課は、職員の自己査定に続き副園長と園長とによる2段階の上司査定によって実施されており、結果は賞与等の処遇面に反映されている。しかし、人事考課後に園長（又は副園長）と職員とのフィードバック面接は実施されておらず、人事考課を人材育成につなげる仕組みは構築されていない。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭を持った女性職員が多く、ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な勤務体系をとっている。最重要課題である「職員の安定」のために働きやすい職場づくりを目指しており、5分刻みの有給休暇の習得も可能としている。園長を補佐する副園長を除けば、「申請書届」</p>		

<p>や「有給休暇台帳」からは職員の有給休暇の消化が進んでいることが確認できる。職員の定着もよく、働きやすい職場づくりは実現できている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 年に2回の人事考課の制度は運用されているが、フィードバック面接の仕組みがないことから人材育成面へのつながりが弱い。人事考課の結果を有効に活用し、“目標管理”の仕組みを構築して人材育成の柱とされたい。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント> 「平成30年度長田ちびっこ保育園事業計画書」には、「職員の研修計画」として職員研修の方向性が示されている。“目標管理”の仕組みがないことから、職員個々の研修計画の作成には至っていないが、研修履修後に提出される「研修報告」からは積極的な研修参加の姿勢がうかがわれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント> 職員は年間4～5回程度の研修参加の機会があり、個々の研修ニーズに合った研修を受講している。履修後に「研修報告」が提出されているが、研修の仕組みがここで終結してしまっている。研修で得た知識や技術が、保育の現場で子どもたちに還元されたか否かの“効果の確認”のプロセスを加えてほしい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント> 年に2名程度の保育実習生を受け入れている。「5カ年計画」や「平成30年度長田ちびっこ保育園事業計画書」には、実習生受け入れの方針が示してあるが、受け入れのためのマニュアルや実際に実習生を指導するためのカリキュラムが整備されていない。早急に、マニュアルやカリキュラムの作成を望みたい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>ホームページによって様々な園の情報を公開している。第三者評価は今回が初めての受審であるが、今後も定期的な受審を念頭に置いている。苦情や要望、意見の公開については、園内に公開する仕組みはあるが、そこに留まらず広く社会全般への公開も求められる時代である。関連規程やマニュアル等を整備し、名実ともに“開かれた園”を目指されたい。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>「管理規程」や「経理規程」等に則って、適切な事務、経理、取引等が実行されている。財務・会計面は、契約する税理士によるチェックが入っているが、「社会福祉法」が求めるレベルの外部監査の実施はない。一法人一保育所の小規模事業所であることから、適切・適正な園運営を担保するための内部牽制の仕組みを構築することを望みたい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>“子どもと地域との交流”が園の開設以来の課題として認識されてはいるが、事業の対象となる子どもが乳児ということもあって、未だに決定的な打開策は講じられていない。近くの専門学校と災害時の協力関係を築いており、かつては小学生や中学生の福祉体験学習を受け入れたこともあった。子どもが正しい生活習慣を身に付けたり、生活に必要な社会性を育んだりするためにも、地域の社会資源の活用は必須である。“子どもと地域との交流”を事業計画の項目に盛り込み、具体的な施策を打ち出すことが期待される。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>「平成30年度長田ちびっこ保育園事業計画書」には、「・・・中高生の職場体験も積極的に受け入れて・・・」との記載はあるものの、今年度の受け入れ予定は立っていない。数少ない“子どもと地域との交流”の柱とすべく、受け入れの対象となる学校等への積極的な働きかけを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>行政機関や医療機関との連携は適切な状態を保っており、不測の事態に陥ったことはない。現在直接的な虐待やネグレクトを疑われる子どもはおらず、連携のパイプはあるものの現時</p>		

点では児童相談所との係わりはない。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の未就園児親子に対し、パンフレットやポスターを使って園行事等への参加を呼び掛けてはいるが、反応は鈍くほとんど実績としては上がっていない。“地域貢献”をテーマに、既成の概念にとらわれない職員の意見交換や集約を望みたい。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>当園に対する地域の大きな保育ニーズとして、“0～5歳児一貫保育”が挙げられており、園としても認識している。実現に向けて行政への打診はしているものの、現時点では実現の目途は立っていない。様々な方面から実現の可能性を考察し、早期の実現を目指されたい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>運営規程や「入園のしおり」の中に、「子どもを尊重する保育について」の記載がある。また、新任職員には規程等の貸し出しを行っている。職員への周知（度合いの確認）や規程の管理という点で工夫を願いたい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>プールの後の着替えには園舎入口近くに囲いを作り、その中で着替えを行うようにしている。プライバシーの保護については、プール以外にも様々な場面がある。プライバシー保護に関するマニュアルや手順書等の整備を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ上に園の紹介を行い、見学者にはパンフレットを使用しながら園内の案内を</p>		

行っている。また、市の子ども課にパンフレットを預けて情報の提供をしている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>入園が決定した場合は、入園説明会で資料を用いて説明を行っている。また、入園時に保護者に配布する「入園のしおり」にも記載があり、保護者からは「重要事項説明書」により同意を得ている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>今年度、他の園からの転園児はいたが、当園からの転園児、退園児はいない。転園、退園に際しての手順の確立や「引き継ぎ書」の制定等、保育の継続性や子育て支援の観点から環境の整備を願いたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>毎年、年度末にアンケート調査を行い、アンケート結果をホームページ上で公表している。また、年度初めと年度末の2回、担任と保護者との個人面談を行っている。面談の結果を記録として残すよう工夫を願いたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>円滑に苦情解決を図るための規程を定め、その仕組みを園内に掲示する他、「入園のしおり」の中に「意見・要望等を解決する為の窓口」についての記載がある。さらに、「申出書」や「意見・要望等調査結果報告書」の様式が添付されている。今年度苦情はないが、苦情があった場合にはホームページ上で公表する仕組みができている。しかし、苦情に関して定められたそれぞれの文書によって、記述の内容や帳票名に相違がみられ、統一性に欠ける部分が存在している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>アンケートや年に2回行われる個人懇談以外にも、朝の受け入れ時には担当保育士に意見や要望を伝えることができる。また、毎日記入する「おたより帳」には、「家庭から」「園から」の欄があり、それを使って相談や意見を述べることができる。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>口頭や「おたより帳」で相談、意見があった場合には、主任またはクラスリーダーが対応をしている。「おたより帳」は、複写式になっていて記録に残るが、口頭の場合は付箋によって行われているため、記録の残し方に工夫を要す。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>各クラスに「ヒヤリハット報告書」の用紙が用意されており、各クラスで書かれた報告書は職員会議を使って周知されている。また、子どもの命に係わる事例については、課題や対応等を職員会議に取り上げて検討している。不審者についての対応マニュアルの整備や訓練の実施を望みたい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>感染症のマニュアルがあり、保護者にも季節ごとに流行しやすい病気の症状や対応方法等を毎月のたよりによって知らせている。また、園内で感染症の疑いのある症状が出た場合には、別室で保育を行っている。感染症にかかりやすい年齢のため、食事の前や排泄時に使用する手拭タオルの工夫を願いたい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>避難訓練の年間計画書に沿い、地震や火災の発生を想定した避難訓練を行っている。訓練後は実施記録を残している。当日は引き渡し訓練が行われており、保護者とともに確認を行っていた。近くにある専門学校との連携・協力関係も構築されている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育に関する包括的なマニュアルがある。マニュアルに沿って保育が行われており、複数担任で保育を行っているが、職員間で差異が出ないようにしている。現行のマニュアルは</p>		

市が策定したものを使用しているが、それ以外にも必要なマニュアルや手順書等がないか、検討を願いたい。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>各種のマニュアル類や手順書に関して、年度途中で修正が必要になった場合は、職員の参画により赤ペンで修正を行っている。定期的に見直しをする時期や実施する担当者（責任者）を定め、さらに最新版であることが確認できるような工夫を願いたい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>園独自の「児童票」があり、入園前に保護者から提出された面接調書や健康状況、世帯状況等の書類からアセスメントを行い、個別の指導計画を作成している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>月案や週案、個別の指導計画は各クラスの担任が作成し、それぞれの指導計画には評価、見直しを行う欄がある。また、次の計画につながるよう副園長がそれぞれの計画作成時に目を通し、指導を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>年案、月案から作成された「週間保育計画」及び「保育日誌」には個別観察の欄があり、そこに子どもの状況を詳細に記録している。それぞれの年齢別に作成された計画は、職員会議で周知を図っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護方針」や「個人情報管理規定」があり、それに沿ってそれぞれの記録の管理を行っている。子どもに関する記録は鍵のかかる引き出しに入っており、職員は副園長の許可を得て記録を出すことができるようになっている。記録の保管年数、廃棄方法等が一目で分かるような工夫を望みたい。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」（旧・「保育過程」）は、園の「保育理念」や「保育目標」に基づいて編成されている。昨年度、「保育所保育指針」の改訂に関する研修に参加し、新たな「全体的な計画」を作成している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児、1歳児、2歳児、それぞれが生活する部屋は、一つの広いフロアを低い棚を使って適切な広さに仕切り、子どもの目線からは他のクラスが見えないようにしている。また、手洗い場やトイレは1ヶ所しかないが、それぞれの年齢の子どもが共有できるように工夫されている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>複数担任で保育を行っており、子ども一人ひとりの要求を受け入れやすくなっている。訪問調査当日には、給食時や午睡時に担任の職員が子どもに穏やかに話しかける姿や、授乳時に優しく抱っこをして落ち着いて飲むことができるようにしている姿を見ることができた。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>トイレの便器の横には、1回に使用するトイレットペーパー1回分が用意されていたり、給食ではスプーンやフォーク、箸等を子どもの発達に合わせて使用したりするようになっている。2歳児クラスでは、手洗いをする子どもに対して過剰な援助をせず傍らで見守る姿もあり、職員が子どもの気持ちに添い、成長を確認する援助を行っていた。援助をする職員間に差異がでないよう、マニュアル等の整備を願いたい。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊟・b・c

<p><コメント></p> <p>玩具や本が収納された棚は、子どもでも出すことができるような高さになっており、それぞれの年齢に合った玩具が用意されている。また、“園外あそび”が月1回程度あり、身近な自然に触れたり、動物や海の生き物を直に見たりする機会がある。</p>		
A⑥	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊟a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりに個別の指導計画を作成し、家庭との連携を取りながら子どもの生活リズムや体調に合わせて保育にあたっている。子どもが遊ぶ玩具は口に入れることも多いため大きさに留意したり、アルコール消毒を行ったりして清潔に保つようになっている。また、部屋全体にクッションマットが敷かれており、安全への配慮も見られる。</p>		
A⑦	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児同様、個別の指導計画を作成している。1歳児クラス、2歳児クラスの“園外あそび”では、園のマイクロバスを使って出かけることもある。バスには定員があるため、バスに乗れない子どもは順番に公共交通機関を利用することになる。そのことが、子どもが人との関わりやマナー等の社会性を養う機会となっている。</p>		
A⑧	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A⑨	<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>直近に、障害を持つ子どもの受け入れがあった。障害のある子どもに対する保育に関しては、保護者と園だけでなく、病院等の関係機関とも連携を取り、適切な助言を得ることが出来るようになってきている。また、職員も基準以上の配置があり、個別に対応ができるようになってきている。入園間もないが、個別の指導計画の必要な年齢であり、“どのような指導計画を作成するのか?”職員にとっての未知の分野への挑戦が始まった。</p>		
A⑩	<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・㊟・c
<p><コメント></p>		

<p>乳児ということ考慮し、4時30分まではそれぞれの年齢の部屋で保育が行われている。4時30分以降は0歳児、2歳児が、順次1歳児の部屋へ移動して部屋の玩具で遊ぶほか、30分程度テレビを見る時間を設けている。また、定期的に水分補給を行い、6時以降はおやつの提供もある。長時間保育は異年齢の保育になるため、その部分に該当する計画の作成を望みたい。</p>		
A11	A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント> 非該当</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A12	A-1-(3)-1 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊟・b・c
<p><コメント> マニュアルに沿い、子ども一人ひとりに対して適切な健康管理を行っている。保護者には、入園時に配布する資料や乳幼児突然死症候群（SIDS）のパンフレットを用いて説明を行っている。</p>		
A13	A-1-(3)-2 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	㊟・b・c
<p><コメント> 内科健診・歯科検診の結果は適宜保護者に知らせ、保護者から確認印をもらっている。内科健診の前には、保護者が気になっていること等の質問を記入してもらっている。また、歯科検診の結果、治療が必要な場合は保護者に対して歯科への受診を促している。</p>		
A14	A-1-(3)-3 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント> 今年度、アレルギー児はいないが、アレルギーがある場合は医師の診断の下、除去食を提供するようになっている。また、食器の色を変え、トレーに乗せて配膳をしたり正規の職員が側についたりして誤食につながらないようにしている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-1 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㊟・b・c
<p><コメント> 市の作成した献立表を利用しているが、行事食等には園独自の献立を取り入れている。2歳児クラスでは当番を決め、給食室に人数表を届けている。その際に、子どもは調理の現場を実際に見ることができ、食事に興味を持てるようにしている。また、玄関には完了食と離乳食後期の食品サンプルを展示し、保護者に食材の大きさや食べている量を知らせている。</p>		
A16	A-1-(4)-2 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㊟・b・c

<コメント>

給食当番の子どもが給食室に人数表を届けた際に、その日の給食に使用する野菜をクラスに少し持ち帰り、子どもたちが季節の野菜に興味や関心が持てるようにしている。また、「給食衛生管理マニュアル」があり、年2回保菌検査の業者に依頼し、食品原材料と調理済みの給食の試験検査を行い、安全性の確認を行っている。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	◎・b・c
<コメント> 毎日記入する「おたより帳」により、園（担任保育士）と保護者との相互理解を図っている。また、毎月子どもたちの様子を書いた「園だより」や健康に関する情報を載せた「保健便り」（「ぽかぽか」）を配布している。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・◎・c
<コメント> 「おたより帳」を利用したり、登降園時には担当職員が保護者とコミュニケーションを取ったりしている。また、個別に面談を希望する場合には、プライバシーへの配慮から面談室が用意されている。昨年度は、地域の子育て中の保護者を対象にして園庭開放やプール解放を行ったが、今年度は行事にも誘う計画がある。その時に、保護者から相談があった場合の対応の方法や記録の残し方について検討を望みたい。		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・◎・c
<コメント> 「危機管理マニュアル」があり、虐待が疑われる場合は市役所の未来局幼保支援課や保健センターと連携を取るようになっている。虐待の早期発見について、職員間で共通認識が持てるよう十分な研修を実施されたい。		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・◎・c

<コメント>

職員一人ひとりが、年に2回自己評価を行っている。現在は職員個々の自己評価に留まっているが、それらを分析することによって、園全体としての保育実践の改善や専門性の向上につなげてほしい。